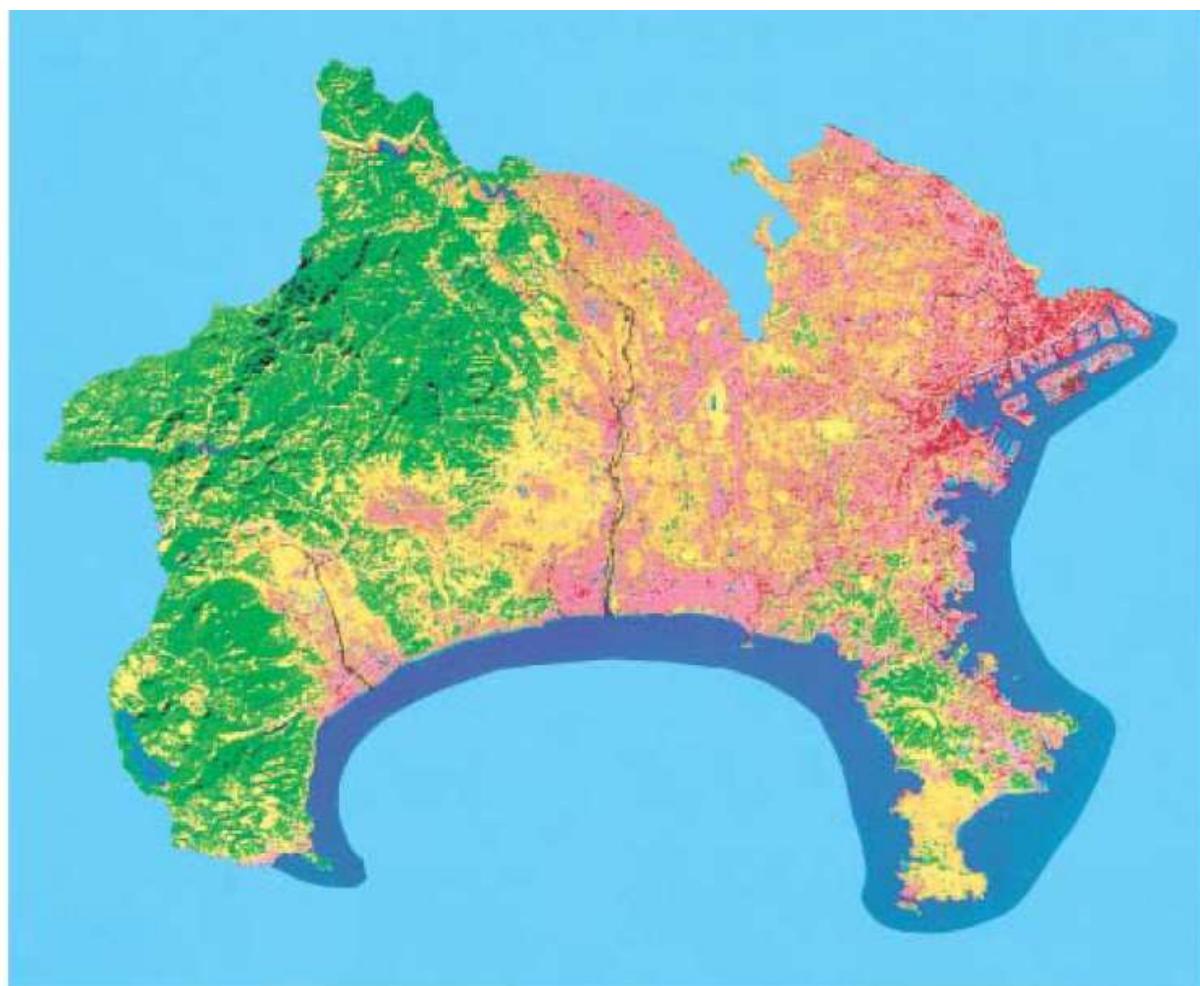




神奈川県
政策局政策部土地水資源対策課

限りある県土を大切に…

神奈川県土地利用調整条例のあらまし



土地利用調整条例とは……

神奈川県は、全国で5番目に小さい面積の県土に、全国で2番目に多い県民が生活するとともに、さまざまな産業が集積している、全国でも有数の過密な県です。

県土は、県民のための限られた資源であり、生活や生産の共通の基盤であることから、その利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や安全性の確保を図りながら、総合的かつ計画的に行っていく必要があります。

このような考え方から、神奈川県では、市街化調整区域などにおける開発は抑制するという方針をとるとともに、開発や埋立を行う場合には、法令に基づく許認可の前に土地利用に関する調整を行い、県土の保全と秩序ある利用の確保に努めてきました。

今後とも県土の計画的な利用を確保していくため、今回、事業者が市街化調整区域などにおいて開発や埋立を行おうとする場合に知事と協議を行うなど、土地利用の総合調整を行うための手続を定めた「神奈川県土地利用調整条例」を制定しました。



神奈川県土地利用基本計画(平成29年3月)

【個別の土地利用方針】

◎市街化調整区域における開発抑制

市街化調整区域においては、原則として都市的な土地利用を避け、良好な環境を保持するための緑地等の保全を図り市街化を抑制するものとする。

◎非線引き白地及び都市計画区域外における開発抑制

市街化調整区域における土地利用に準じて市街化を抑制するものとする。

◎ゴルフ場の規制（昭和48年1月決定）

県土利用のバランス、みどりの保全等の観点から、ゴルフ場建設は「凍結」を基本とする。

◎相模湾等における公有水面埋立の抑制（昭和46年12月決定）

観音崎から湯河原に至る東京湾及び相模湾における公有水面の埋立は、公共事業及びその関連事業を除き原則として認めない。

条例の目的は…

- 開発や埋立の計画について土地利用の総合的な調整の仕組みを明らかにするとともに、知事との協議を行うことにより、県土の計画的な利用を図ることを目的としています。

条例の手続が必要となるものは…

□ 開発行為

市街化調整区域など、市街化を抑制すべき地域において 1ha 以上の土地の区画形質の変更を行う行為。（非線引き白地地域や都市計画が定められていない区域において、主として建築物の建設を目的で行う開発については、当分の間、3,000m²以上が対象となります（相模原市と清川村については、1ha 以上が対象となります）。）

ただし、次のような開発については、条例の手続は必要ありません。

- ①従来の土地の利用目的（農地、森林、住宅地など）を変更しない開発（ただし、発生土処分場などのように、一時的に他の利用目的に変更する場合は手続が必要です。）
- ②市街化区域や非線引きの用途地域において行う開発
- ③都市計画、農業振興地域整備計画や自然公園計画などに基づいて行う開発
- ④道路や河川の工事など特に公益性が高いと認められる開発で、規則で定めるもの

□ 埋立行為

海面における1,000m²以上の埋立（防波堤などの工作物の設置も含みます。）
ただし、次のような埋立については、条例の手続は必要ありません。

- ①観音崎から北の東京湾の区域において行う埋立
- ②重要港湾の区域において港湾計画に基づいて行う埋立
- ③海岸の保全のための施設など特に公益性が高いと認められる埋立て、規則で定めるもの

審査の内容は…

- 条例に基づいて知事が定め、公表した「審査指針」に基づいて審査します。
- 審査指針には、①認められる目的・用途 ②場所の選定 ③規模・面積
④施設や土地造成の計画に関する事項などを具体的に定めています。

条例の手続に従わなかったときは…

- 知事との協議を行わずに開発や埋立を行ったときや審査結果が出る前にこれらに着手したときは、工事の停止を命じたり氏名などを公表する場合があります。
また、罰則が科せられる場合があります。
- 審査結果に従わなかったときは、氏名などを公表する場合があります。

神奈川県土地利用調整条例 (平成8年3月29日神奈川県条例第10号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、狭小な県土に多数の県民が生活し、多様な産業が集積している本県において、現在及び将来の県民のための限られた資源である県土を適正に保全し、又は利用することが県民の健康で文化的な生活を実現するために不可欠の条件であることにかんがみ、開発行為等の計画について、協議等の手続を定め総合的な調整を行うことにより、県土の計画的な利用を図り、もって県土の均衡ある発展と県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 埋立行為 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第1条第1項に規定する埋立又は同項に規定する公有水面における規則で定める工作物の新築、増築又は改築をいう。
- (3) 開発区域 開発行為又は埋立行為（以下「開発行為等」という。）をする土地又は公有水面の区域をいう。
- (4) 事業者 開発行為等に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

第2章 開発計画の調整に関する手続等

第1節 開発計画の協議等

(開発計画の協議)

第3条 事業者は、開発行為等をしようとするときは、当該開発行為等の計画（以下「開発計画」という。）について、あらかじめ知事に協議しなければならない。ただし、次に掲げる開発行為等については、この限りでない。

- (1) 開発区域の面積（開発行為等が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域の面積）が1ヘクタール未満の開発行為等（埋立行為に係る開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為等を除く。）
- (2) 土地の利用目的の変更を伴わない開発行為その他の開発行為で規則で定めるもの
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等が定められた区域、同法第7条第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた区域（同法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域に限る。）において行う開発行為
- (4) 都市計画法第11条第1項の規定により都市計画に定められた施設の整備に関する事業又は同法第12条第1項の規定により都市計画に定められた事業の施行として行う開発行為
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項又は第9条第1項に規定する農業振興地域整備計画に基づく事業の施行として行う開発行為
- (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号又は神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第2条第2号に規定する公園事業の施行として行う開発行為
- (7) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川の区域、同法第100条第1項の規定により市町村長が指定した河川の区域その他規則で定める区域において行う埋立行為
- (8) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する重要港湾に係る同法第3項に規定する港湾区域において同法第3条の3第1項に規定する港湾計画に基づく事業の施行として行う埋立行為
- (9) 公益性が特に高いと認められる開発行為等その他の開発行為等で規則で定めるもの

2 前項の規定による協議をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開発計画書」という。）に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開発計画の名称
- (3) 開発行為等の目的又は実施を必要とする理由
- (4) 開発区域の位置、区域及び面積
- (5) 開発区域内において予定される建築物その他の施設の概要
- (6) その他規則で定める事項

3 第1項の規定による協議は、開発行為等を行うにつき法令等の規定により許可、認可その他これらに相当する行為（以下「許可等」という。）を要することとされているときは、当該許可等に係る申請等の手続に先立ち行うよう努めなければならない。

(関係者への周知等)

第4条 事業者は、開発計画書の提出前に、又は開発計画書の提出後遅滞なく、開発行為等に關係がある地域の住民その他の関係者に対して、開発計画の内容を周知させ、これらの者の意見を聞くよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定による周知及び意見の聴取の状況について、知事に報告しなければならない。

3 知事は、事業者に対し、第1項の規定による周知又は意見の聴取について、必要な指導又は助言を行うことができる。

第2節 開発計画の審査等

(開発計画の審査等)

第5条 知事は、第3条第1項の規定による協議があつたときは、遅滞なく、開発計画について審査し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審査結果通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

- (1) 開発計画の適否及びその理由
 - (2) 開発行為等の実施に当たり講すべき措置
 - (3) その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、前項の規定による審査に当たっては、開発区域を管轄する市町村長に開発計画書の写しを送付し、当該開発計画書に係る開発計画についての意見を求めるものとする。

(審査指針の作成)

第6条 知事は、前条第1項の規定による審査の基準その他必要な事項を定めた指針（以下「審査指針」という。）を定め、かつ、これを公表しなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(許可等への配慮)

第18条 知事は、事業者が開発行為等を行うにつき法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有するときは、当該許可等を行うに当たり、審査結果通知書等の内容について配慮するものとする。

(市町村条例との関係)

第19条 市町村が開発行為等に関して制定する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めるときは、この条例は、当該市町村の区域における開発行為等については、適用しない。ただし、開発区域が当該市町村以外の区域にわたる場合であって、当該市町村以外の区域における開発行為等が第3条第1項の規定による協議を要するものであるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第21条 第15条の規定による知事の命令に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第22条 第11条第1項又は第2項に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域又は同法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域が存する市町村で規則で定めるものの区域における開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に限る。）については、当分の間、第3条第1項第1号中「1ヘクタール」とあるのは「3,000平方メートル」とする。

3 この条例の施行の際現に開発行為等を行っている者及び開発行為等を行うにつき法令等の規定により許可等を要することとされている場合に当該許可等を受けている者については、この条例の規定は適用しない。

(検討)

4 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成11年12月24日条例第49号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日条例第104号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年8月3日条例第48号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日条例第17号) 抄

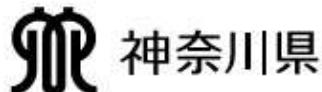
(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

詳しいことについては、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課までお問い合わせください。



このパンフレットは再生紙を使用しています。



政策局政策部土地水資源対策課（内線3115～3118）

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111（代表）